

第2次多賀城市次世代育成支援行動計画
多賀城市子ども・子育て支援事業計画

（仮称）たがじょうすくっぴープラン2

骨 子 案

平成 26 年 10 月 24 日

目 次

第1章	計画策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画期間.....	3
4	計画の策定体制.....	3
第2章	多賀城市の子ども・子育てを取り巻く状況.....	6
1	人口・世帯等の状況.....	6
2	ニーズ調査からみる子ども・子育ての状況.....	12
3	子ども・子育て支援における課題.....	22
第3章	計画の基本的な考え方.....	24
1	基本理念.....	24
2	基本方針.....	26
第4章	施策の展開（イメージ）.....	28
1-1	幼児期の教育・保育の充実.....	30
第5章	量の見込みと確保の方策.....	32
1	量の見込みについて.....	32
第6章	計画の進捗管理.....	33
1	計画の推進体制.....	33
2	達成状況の点検・評価.....	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行や核家族化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

人口構造の急速な変化は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15年に10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。しかしながら、子どもが健やかに生まれ育つ環境のさらなる向上が必要なことから、平成37年3月まで10年間延長されたところ です。

さらに、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートするにあたり、質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本計画は、これまで取り組んできた次世代育成支援施策を点検・評価し、新たな計画として見直すとともに、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、多賀城市の一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために、「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体として策定するものです。

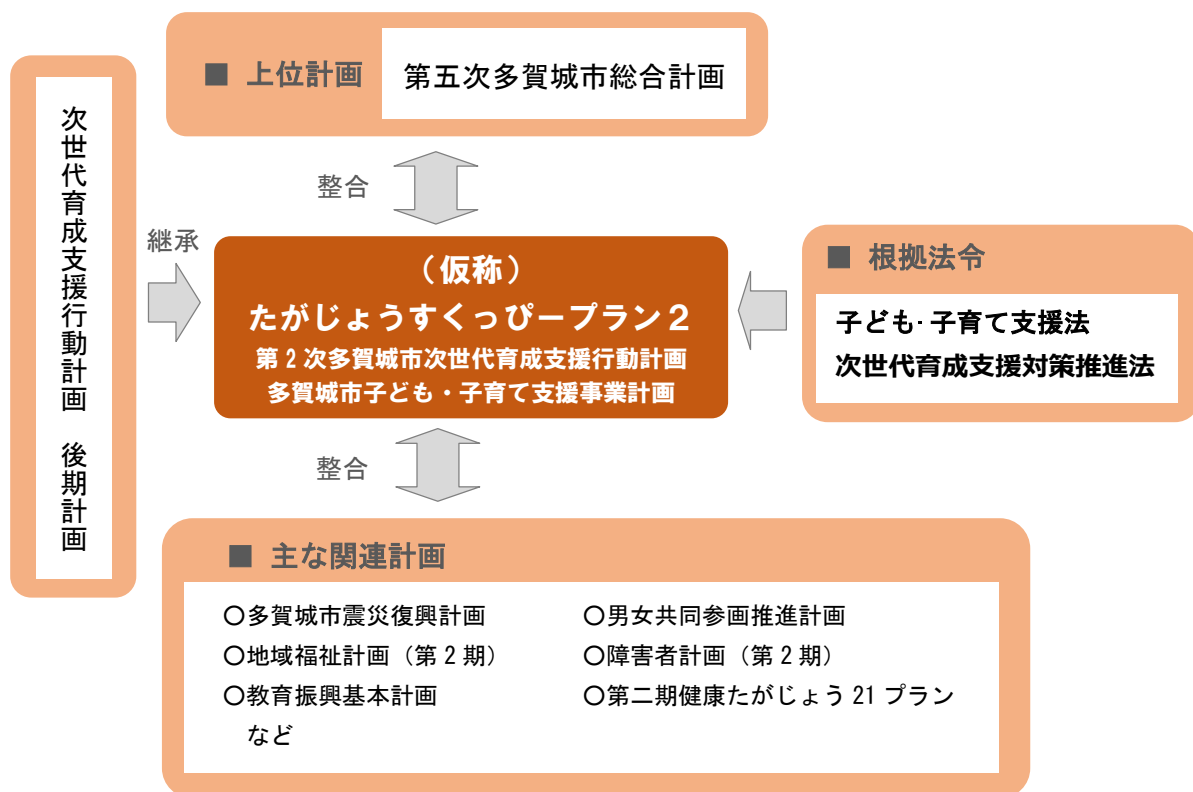
2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられる法定計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置付けるものであり、平成26年度を最終年度とする「多賀城市次世代育成支援行動計画後期計画（たがじょうすくっぴープラン）」を継承する計画として、総合的な子ども・子育て支援施策の推進を図るものです。

最上位計画である「第五次多賀城市総合計画」や東日本大震災からの復興に向けた取組を示す「多賀城市震災復興計画」をはじめ、教育振興基本計画、障害者計画等との調和を図ります。

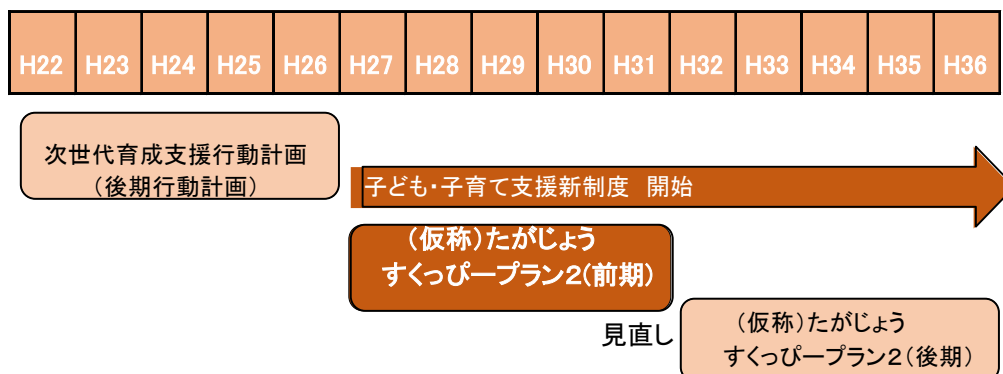
図表 計画の位置付け



3 計画期間

本計画は、平成 27～31 年の 5 年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



4 計画の策定体制

〔子ども・子育て会議〕

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「子ども・子育て会議」を設置し、委員の方から本計画にかかるご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

開催時期	主な審議内容
第 1 回 (H25. 8. 26)	☐ 会議の運営について ☐ 子ども・子育て支援新制度の概要 ☐ 子育て支援事業の現状と課題 ほか)
第 2 回 (H25. 10. 8)	☐ 多賀城市次世代育成支援行動計画(すくっぴープラン)の実施状況報告 ☐ 多賀城市子ども・子育て支援事業計画等に係るニーズ調査票の検討 ☐ 持ち寄った課題の報告
第 3 回 (H26. 3. 13)	☐ これまでの取組経過、各委員から提出された現状と課題への回答内容 ☐ 各事業所からの現状と課題への回答内容 ☐ ニーズ調査結果(案)報告 ☐ 今後のスケジュール
第 4 回 (H26. 4. 22)	☐ 需要量の見込みについて ☐ 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準(認可基準)について

	☐ 子ども・子育て支援にかかる課題の整理について（報告）
第5回（H26.9.8）	☐ 「量の見込み」と「確保の方策」について ☐ 保育の必要性の認定について ☐ 次世代育成支援行動計画の平成25年度実施状況報告について
第6回（H26.10.29）	☐ 第二期次世代育成支援行動計画の骨子案について ☐ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について ☐ 量の見込みと確保の方策について
第7回	
第8回	

〔庁内策定委員会〕

本計画の策定にあたっては、庁内関係各課の担当者により構成される「多賀城市子ども・子育て支援施策検討委員会」を設置し、計画の内容について検討してきました。

開催時期	主な内容
第1回（H25.7.23）	☐ 多賀城市子ども・子育て支援施策検討委員会の役割 ☐ 子ども・子育て支援新制度の概要 ☐ 多賀城市の子育て支援に係る事業等の現状と課題
第2回（H25.10.1）	☐ 多賀城市次世代育成支援行動計画（すくっぴープラン）の実施状況報告 ☐ 多賀城市子ども・子育て支援事業計画等に係るニーズ調査票の検討
第3回（H26.3.11）	☐ これまでの取組経過、各委員から提出された現状と課題への回答内容 ☐ 各事業所からの現状と課題への回答内容 ☐ ニーズ調査結果(案)報告
第4回（H26.4.16）	☐ 需要量の見込みについて ☐ 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）について ☐ 子ども・子育て支援にかかる課題の整理について（報告）
第5回（H26.10.21）	☐ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（報告） ☐ 量の見込みと確保の方策について ☐ 第二期次世代育成支援行動計画の策定について
第6回	

【関係団体・事業者との意見交換会】

教育・保育施設等（認可外保育施設、私立幼稚園、私立保育所）と新制度に関する意見交換を実施しました。

開催時期	主な内容
第1回（H25. 12. 5）	認可外保育所との意見交換会
第2回（H26. 1. 16）	私立幼稚園との意見交換会
第3回（H26. 2. 7）	私立保育所との意見交換会
第4回（H26. 10. 6）	子ども・子育て支援新制度に係る説明会（幼稚園）
第5回（H26. 10. 10）	子ども・子育て支援新制度に係る市内保育園（所）説明・意見交換会

【ニーズ調査】

計画の策定に先立ち、多賀城市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前児童及び小学生の保護者と中学生を対象とするアンケート調査を平成25年11月に実施しました。

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前子児童保護者	1,700 票	984 票	57.9%
小学生保護者	1,046 票	886 票	84.7%
中学生	907 票	868 票	95.7%

【パブリックコメントの実施】

市民の皆様から計画に対するご意見等をいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施します（予定）。

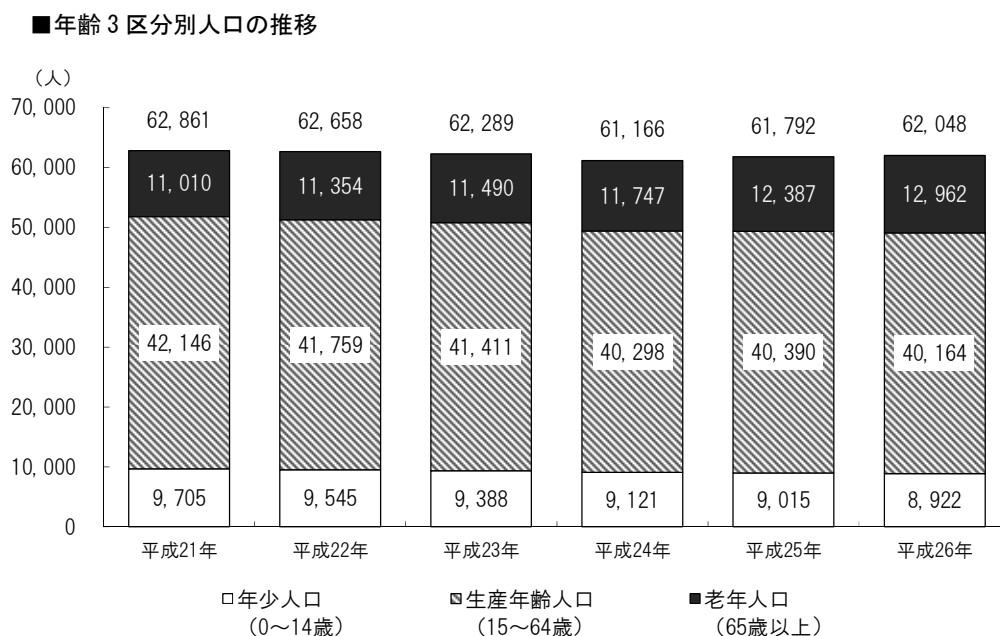
第2章 多賀城市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯等の状況

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、平成26年4月1日現在で62,048人となっています。平成21年以降は減少傾向にあり、特に東日本大震災の影響により、平成23年から平成24年にかけて大きく減少しましたが、その後、増加傾向に転じています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口は減少傾向にあり、年少人口は平成21年から5年間で800人弱減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、本市においても少子高齢化が進んでいます。

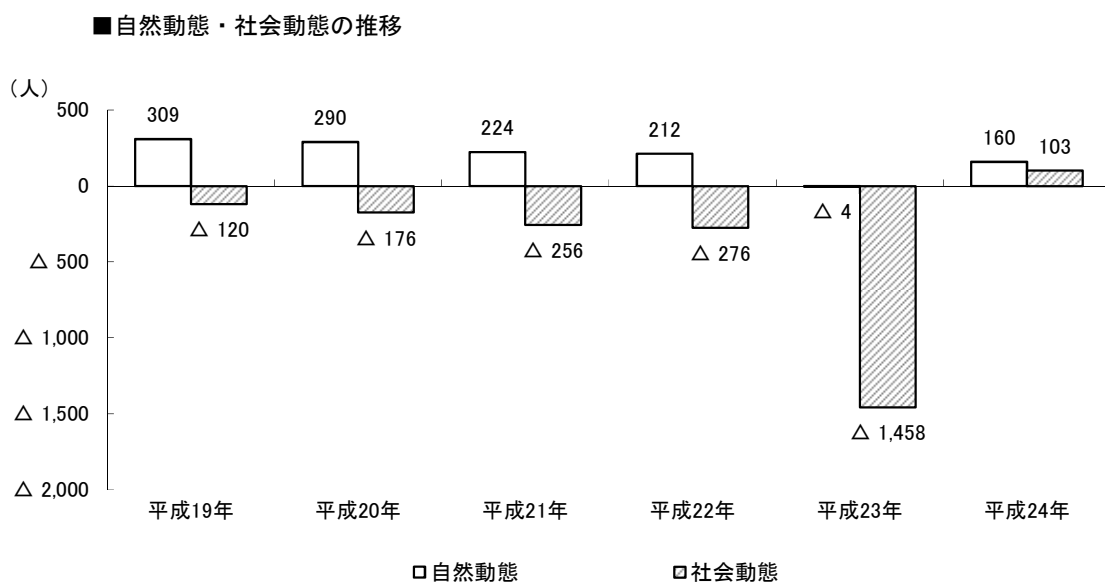


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 人口動態

本市における人口動態をみると、自然動態（出生－死亡）は、平成 23 年を除いてプラスとなっています。一方、社会動態（転入－転出）はマイナスが続いており、人口減少の主な要因となっています。

本市は、転入・転出が多い地域であり、人口 1,000 人あたり移動率は県内で最も高くなっています。



資料：多賀城市統計書（平成 24 年度版）

■移動率の推移及び県内市町村の順位

区 分	人口 1000 人あたりの移動率(%)	県内市町村の順位
平成 20 年	15.11	第 1 位
平成 21 年	14.51	第 1 位
平成 22 年	13.61	第 1 位
平成 23 年	14.59	第 1 位

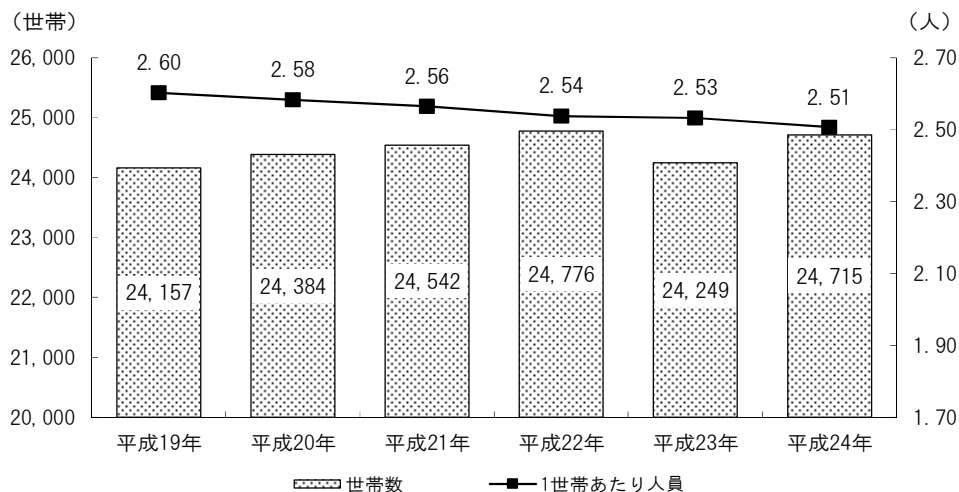
※移動率(%)=(転入＋転出人口)÷（年末人口÷1000）

(3) 世帯の状況

本市の世帯数は、平成 24 年 12 月末日現在で 24,715 世帯となっています。年々増加傾向にあり、震災の影響により平成 23 年に一時的に大きく減少したものの、再び増加に転じています。

1 世帯あたり人員は減少し続けており、核家族化あるいは一人暮らしの増加がうかがえます。

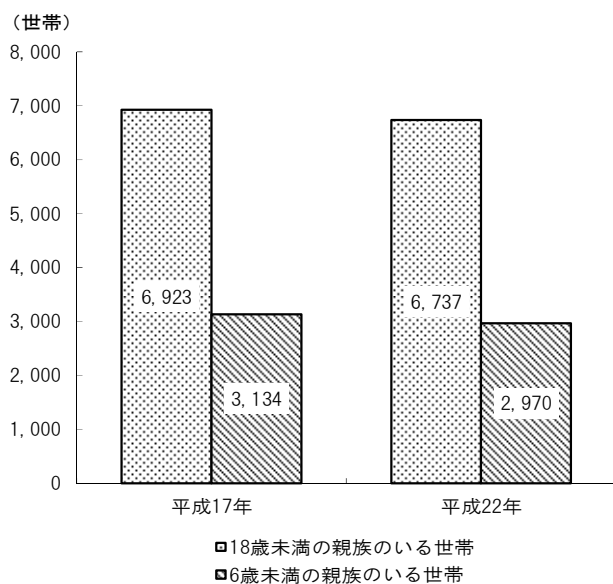
■世帯数及び 1 世帯あたり人員の推移



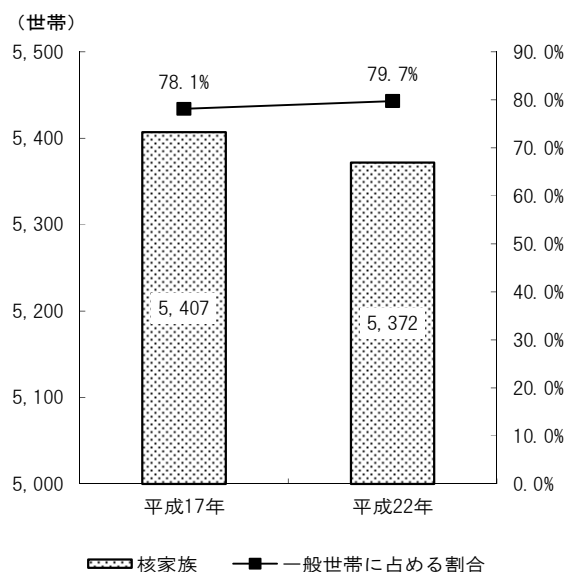
資料：多賀城市統計書（平成 24 年度版）

18 歳未満の子どもがいる世帯数は減少傾向にあります。また、18 歳未満の子どもがいる世帯のうち、約 8 割は核家族となっており、その割合も 5 年間で増加しています。

■18 歳未満の親族がいる世帯数の推移



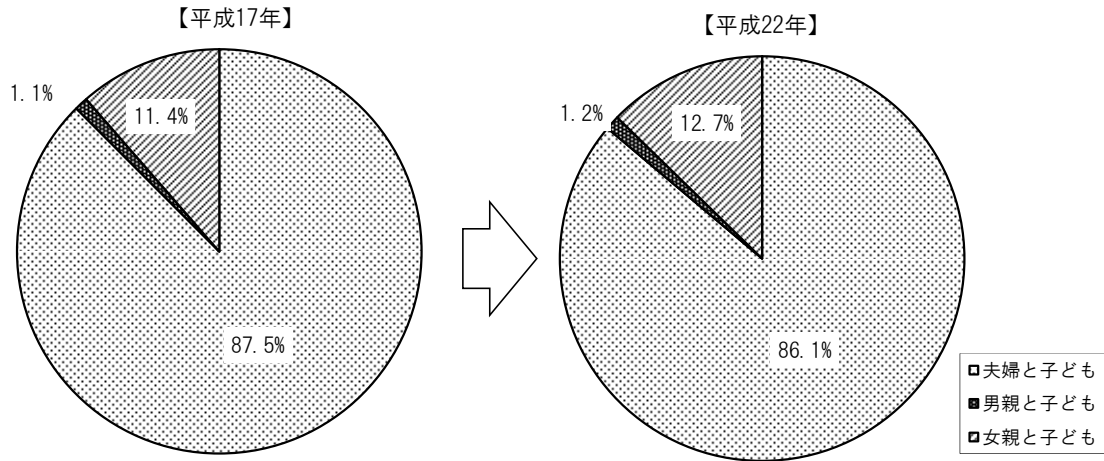
■18 歳未満の親族がいる核家族世帯の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

また、18 歳未満の子どもがいる核家族のうち、母子世帯が 12%前後、父子世帯が 1%程度となっており、5 年間でやや増加しています。

■18 歳未満の親族がいる核家族の世帯構成の推移



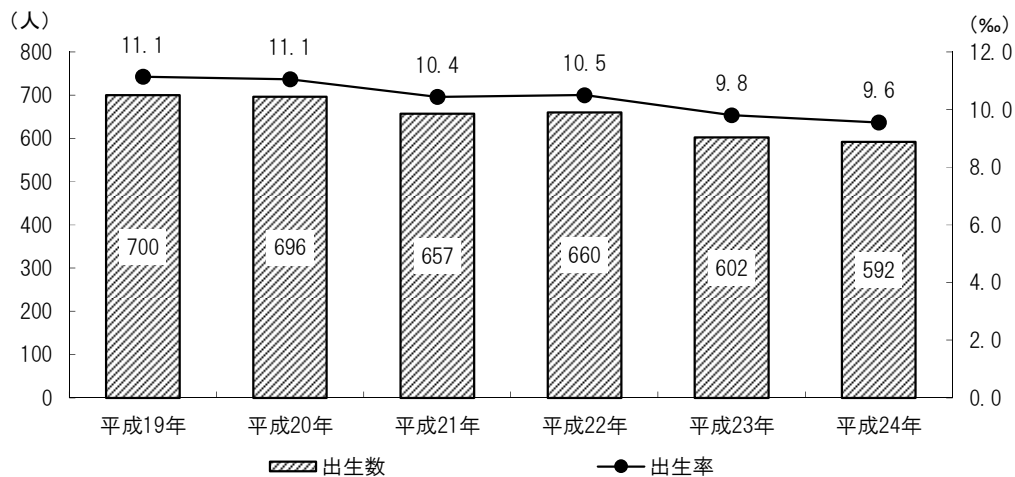
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（４）出生の状況

本市における出生数の推移をみると、平成 19 年の 700 人から平成 24 年には 592 人まで減少しており、5 年間で 108 人（15.4%）減となっています。

人口 1,000 人あたりの出生数は、県内市町村では高い値となっていますが、近年は減少傾向にあり、今後、さらに少子化が進んでいくことが予想されます。

■出生数及び出生率（人口 1,000 人あたり出生数）の推移



資料：多賀城市統計書（平成 24 年度版）

■出生率の推移及び県内市町村の順位

区 分	人口 1000 人あたりの出生率(%)	県内市町村の順位
平成 23 年	9.81	第 1 位
平成 24 年	9.64	第 1 位
平成 25 年	9.87	第 3 位

出生率(%)＝出生数÷(末人口÷1000)

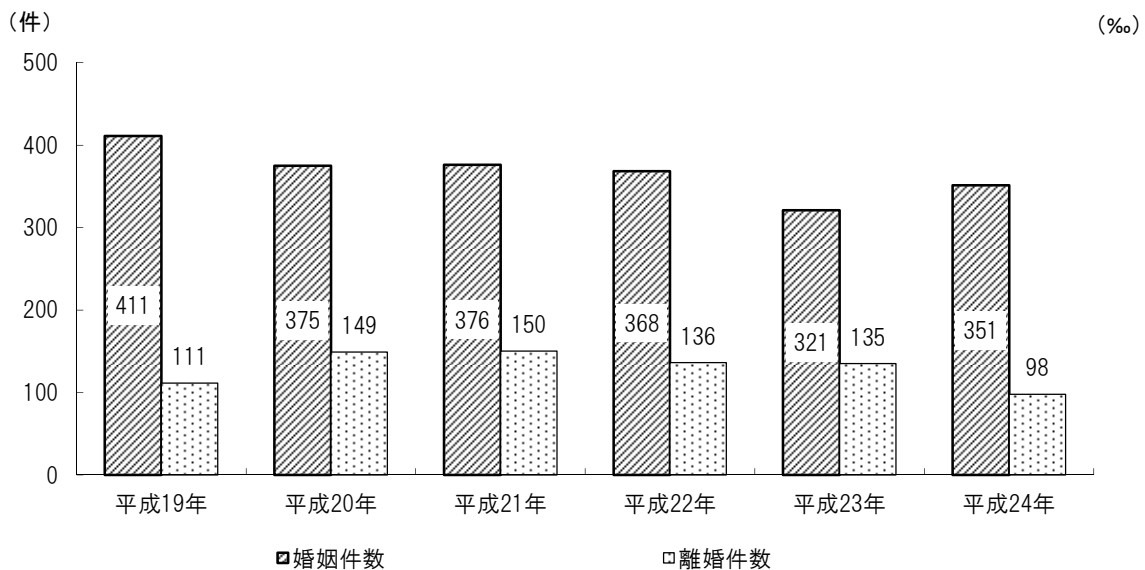
資料：宮城県人口動態統計

(5) 婚姻・離婚の状況

本市における婚姻件数の推移をみると、婚姻件数は減少傾向にありますが、人口 1,000 人あたり婚姻件数（婚姻率）は、県内市町村で最も高くなっています。

離婚件数の推移をみると、平成 21 年まで増加傾向にありましたが、その後、減少に転じています。

■婚姻件数及び離婚件数の推移



■婚姻率の推移及び県内市町村の順位

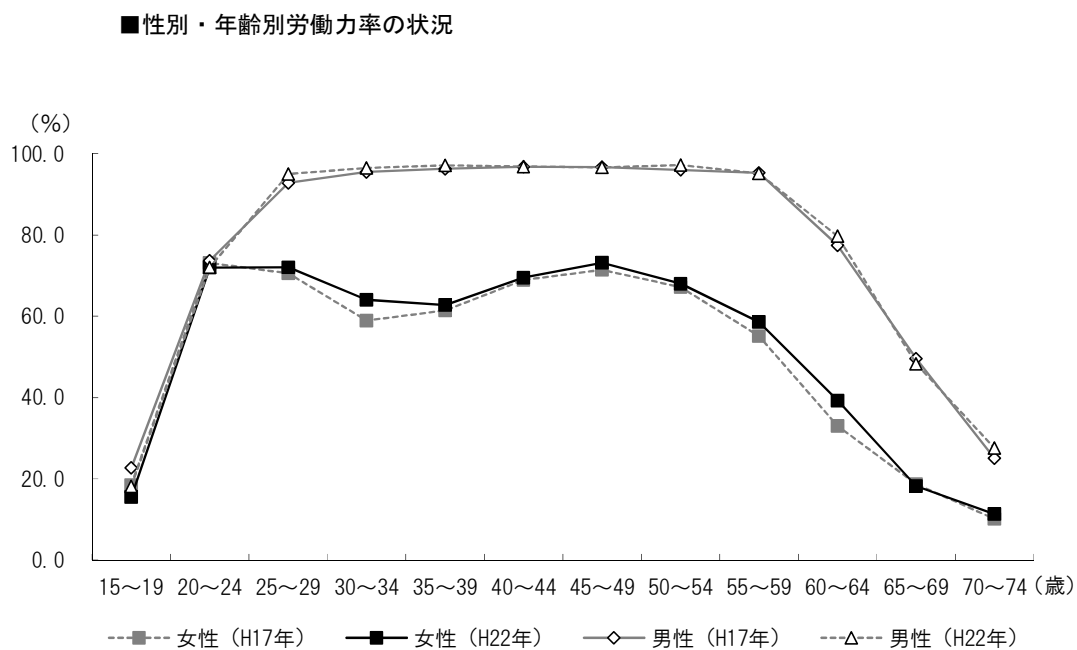
区 分	人口 1000 人あたりの婚姻率(%)	県内市町村の順位
平成 23 年	5.51	第 5 位
平成 24 年	6.45	第 1 位
平成 25 年	6.58	第 1 位

婚姻率(%)＝婚姻件数÷(末人口÷1000)

資料：宮城県人口動態統計

(6) 就労の状況

本市の労働力率（人口に対する労働力人口の割合）をみると、女性の労働力率は、20 歳代後半から 40 歳代前半にかけて落ち込む、いわゆるM字カーブを描いていますが、平成 17 年と平成 22 年を比較すると、30 歳代前半で労働力率が上昇しています。

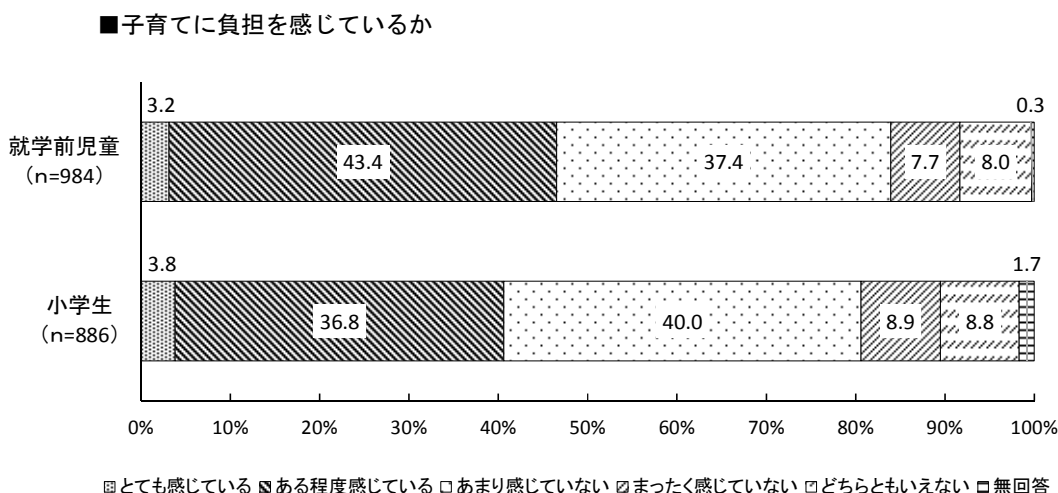


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

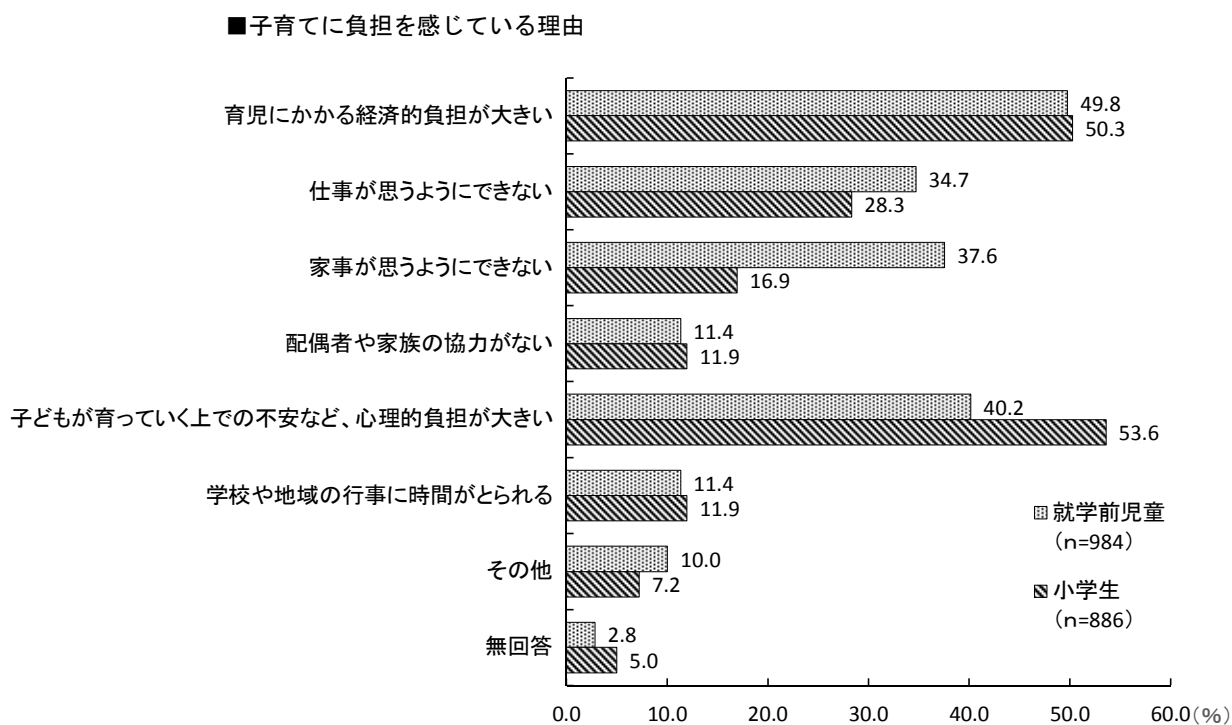
2 ニーズ調査からみる子ども・子育ての状況

(1) 子育ての負担感【就学前・小学生保護者】

子育ての負担感について、「とても感じている」と回答した人は、就学前で 3.2%、小学生で 3.8%となっています。「ある程度感じている」と回答した人の割合は、就学前のほうが小学生より高くなっています。

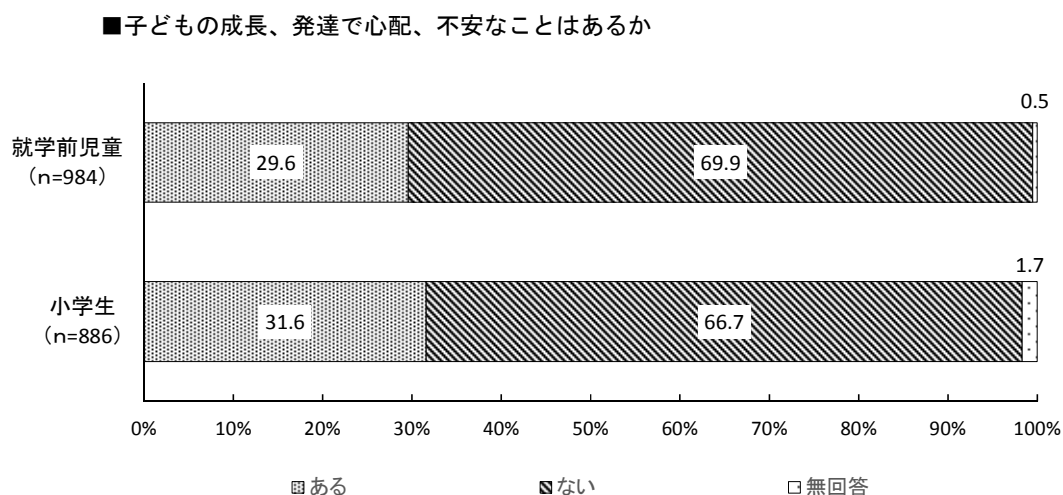


負担に感じる理由についてうかがったところ、就学前では「育児にかかる経済的負担が大きい」が最も高く、小学生では「子どもが育っていく上での不安など、心理的負担が大きい」の割合が最も高くなっています。

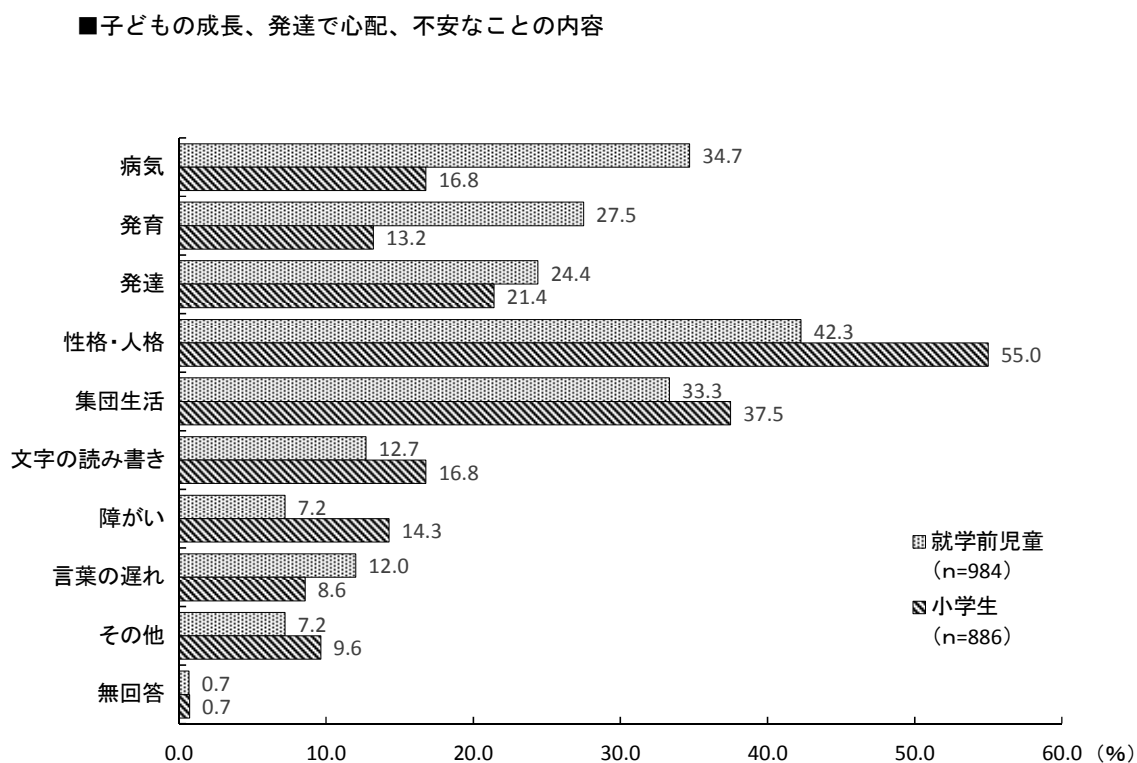


（２）成長、発達に対する心配、不安【就学前・小学生保護者】

子どもの成長、発達に対する心配、不安の有無について、就学前、小学生ともに「ある」が約３割、「ない」が約７割となっています。



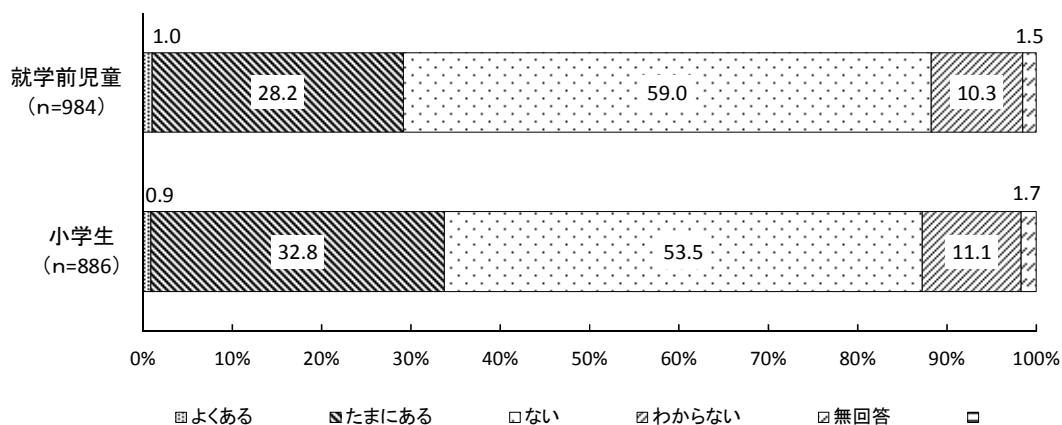
不安の内容についてうかがったところ、就学前、小学生ともに「性格・人格」の割合が最も高くなっていますが、特に小学生では６割以上と高く、就学前では「病気」や「発育」の割合が小学生と比べて高くなっています。



(3) 児童虐待について【就学前・小学生保護者】

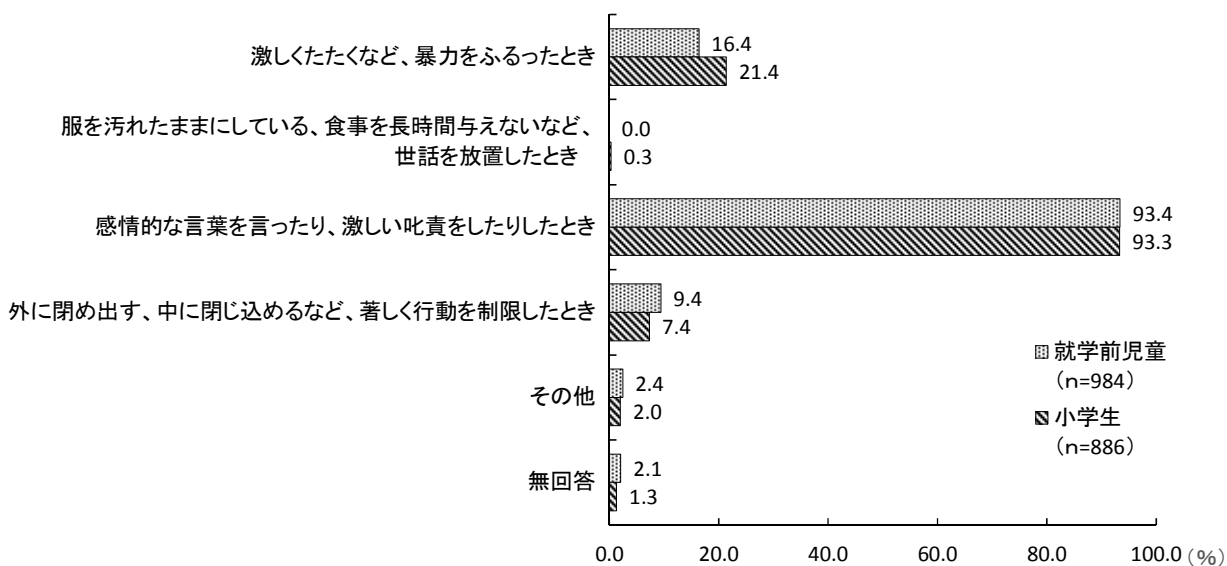
自分が子どもを虐待してしまっていると感じることの有無について、就学前、小学生ともに「よくある」が約1%、「たまにある」が約3割となっています。

■自分の子どもに対して虐待しているのでは、と感じることがあるか



自分が子どもに虐待しているのでは、と感じるときの内容について、就学前、小学生ともに「感情的な言葉を言ったり、激しい叱責をしたりしたとき」が9割を超えています。

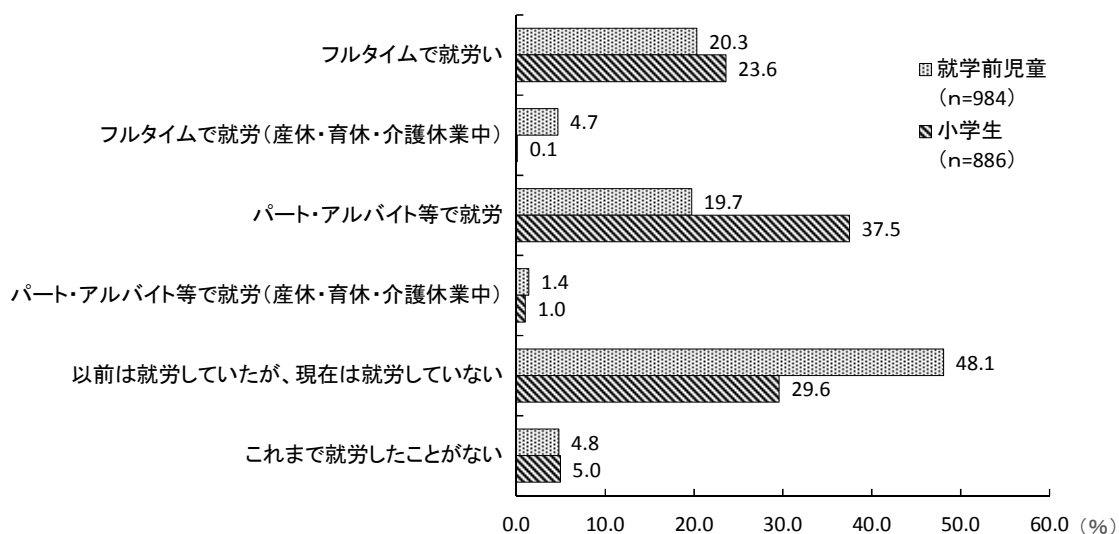
■どのようなときに虐待しているのでは、と感じるか



(4) 保護者の就労状況【就学前・小学生保護者】

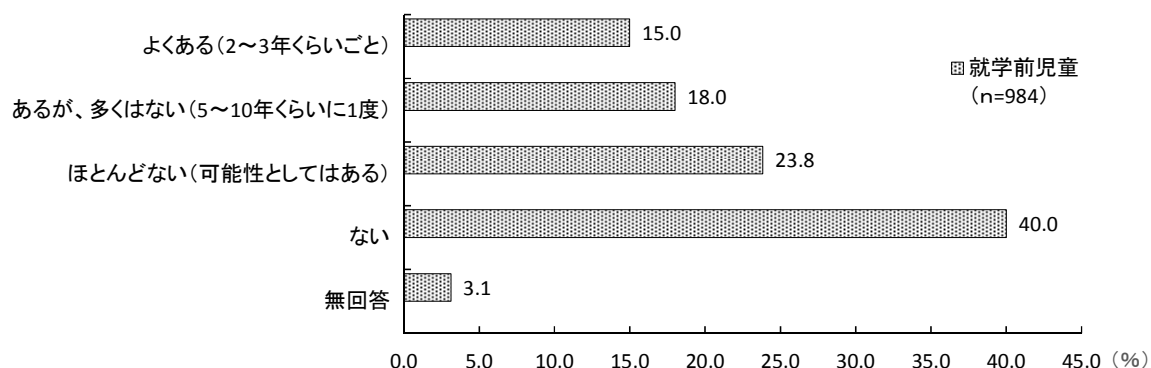
母親の就労状況について、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が就学前では約 5 割と高く、小学生では約 3 割となり、代わりに「パート・アルバイト等で就労」の割合が約 4 割と高くなっています。「フルタイムで就労」の割合は、就学前、小学生とも約 2 割で大きな差は見られません。

■ 母親の就労状況



父親の転居を伴う転勤の状況について、「よくある(2～3年くらいごと)」と「あるが、多くはない(5～10年くらいに1度)」をあわせると 3 割以上となっています。

■ 転居を伴う父親の転勤の有無・頻度

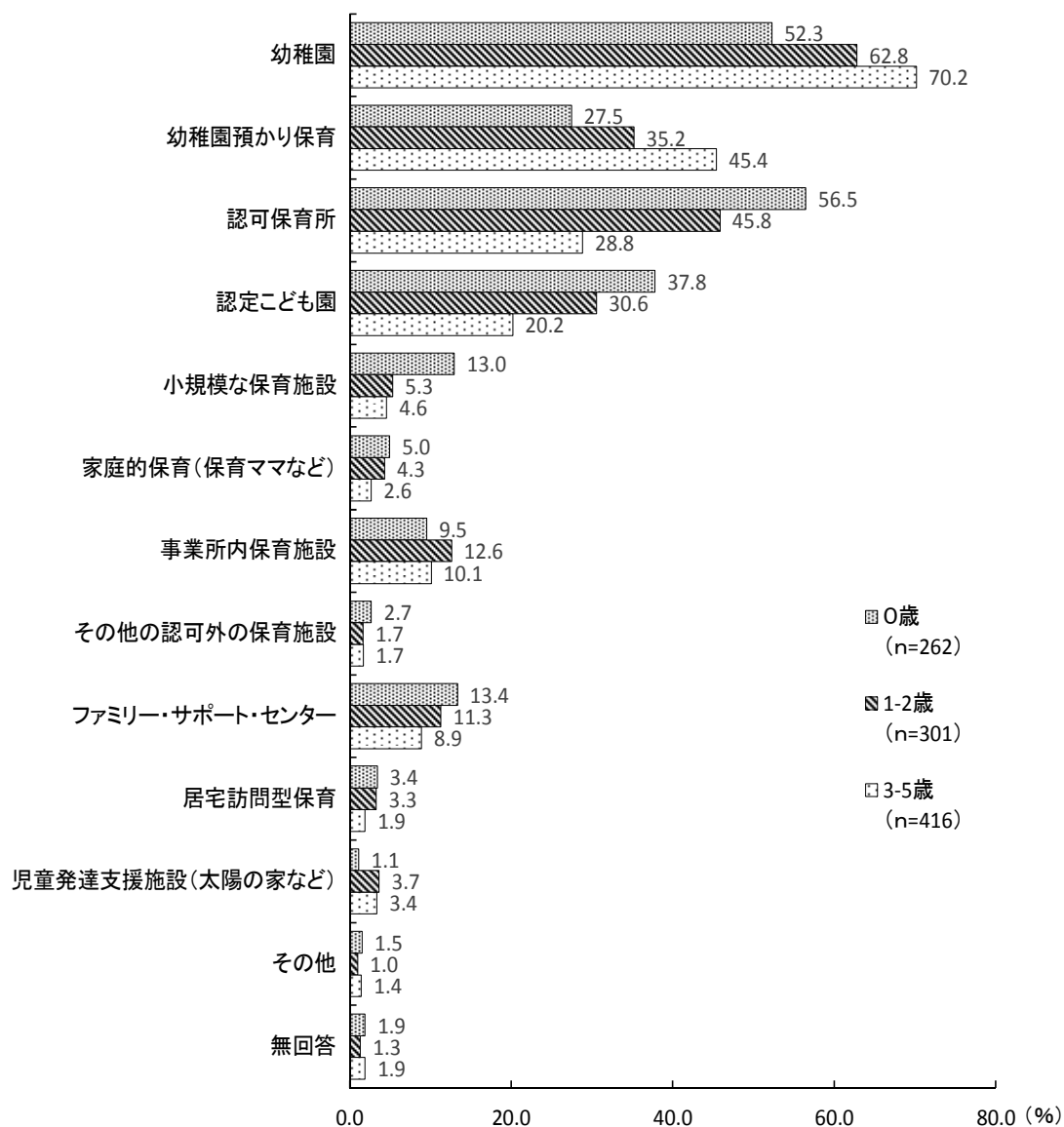


(5) 教育・保育施設の利用意向【就学前保護者】

教育・保育施設の利用意向について、0歳では「認可保育所」が6割で最も高くなっていますが、「幼稚園」と回答した人も5割以上と高く、また、「認定こども園」の割合も4割近くとなっています。

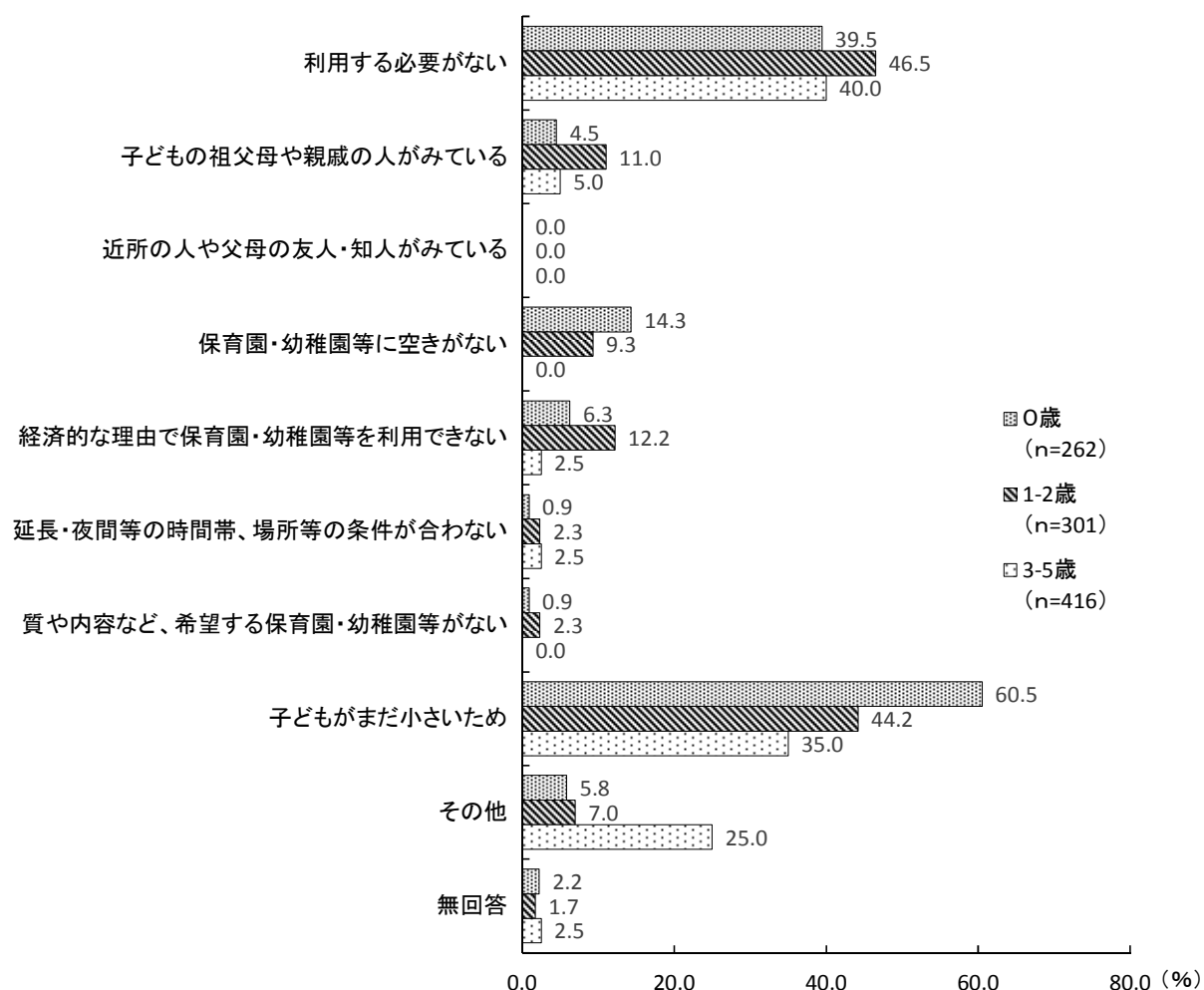
1-2歳及び3-5歳では「幼稚園」の割合が最も高くなっています。

■ 平日、定期的に利用したい教育・保育施設等



現在、教育・保育施設を利用していない人に、その理由についてうかがったところ、0歳では「子どもがまだ小さいため」の割合が6割で最も高くなっていますが、「保育園・幼稚園等に空きがない」とする回答も1割以上となっています。

■平日、定期的に教育・保育施設を利用していない理由

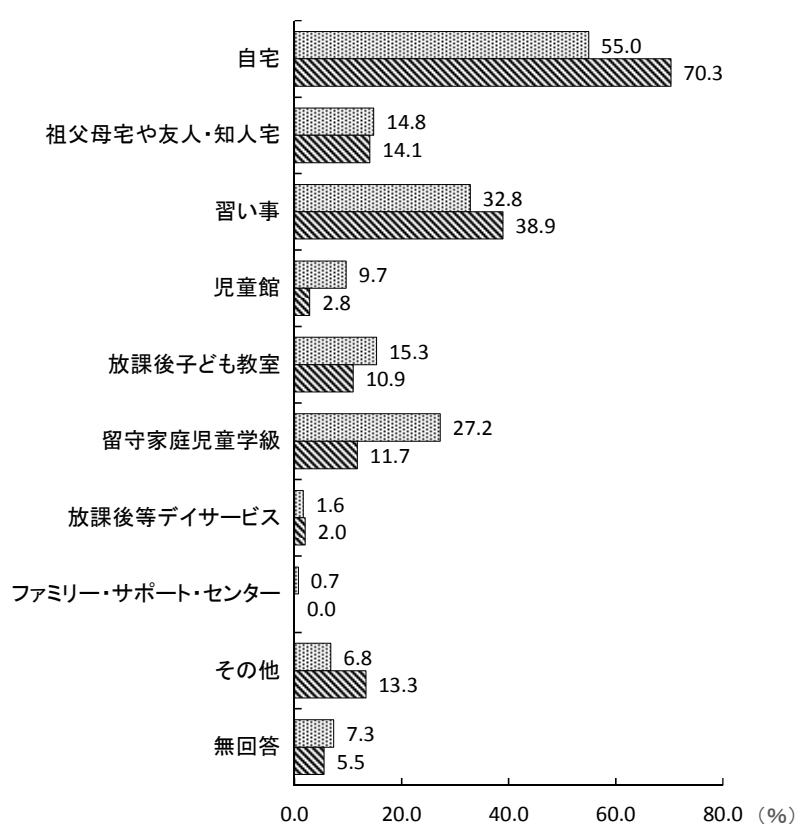


（６）放課後の居場所について【小学生保護者】

就学前保護者に、小学校入学後の放課後過ごさせたい場所についてうかがったところ、「自宅」が最も高く、次いで「習い事」、「留守家庭児童学級」と続いています。小学生保護者に、高学年になったときの放課後過ごさせたい場所についてうかがったところ、「自宅」が７割と高くなっており、「留守家庭児童学級」は約１割となっています。

■（就学前）小学校入学後、放課後に過ごさせたい場所

（小学生）高学年になったら、放課後に過ごさせたい場所

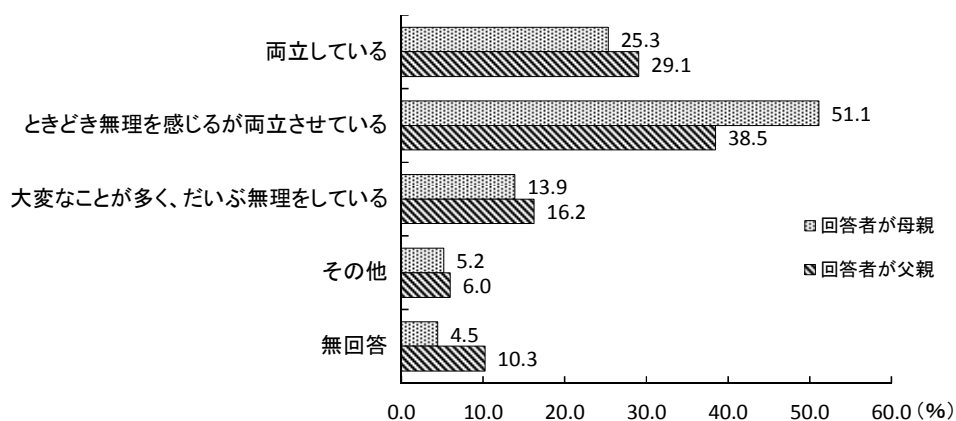


(6) ワーク・ライフ・バランスについて【就学前保護者】

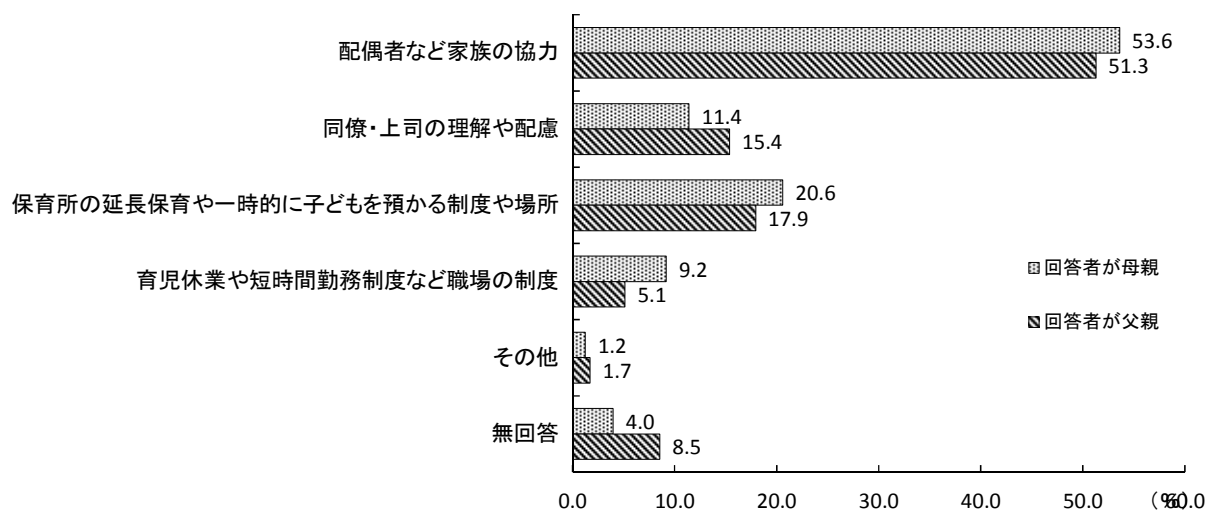
子育てと仕事の両立について、回答者が母親、父親ともに「ときどき無理を感じる」の割合が高く、特に母親で5割以上と高くなっています。

子育てと仕事の両立に必要なことについて、回答者が母親、父親ともに「配偶者など家族の協力」の割合が5割以上と高くなっています。

■子育てと仕事は両立していると思うか



■子育てと仕事の両立に必要なこと



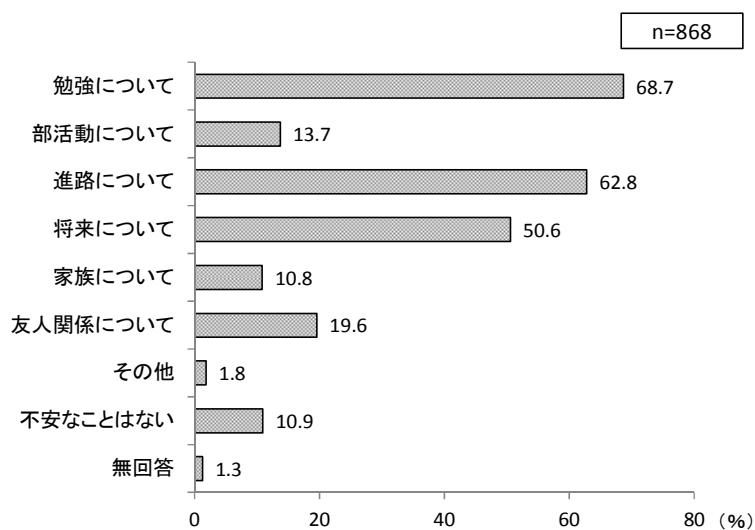
(7) 現在と将来について【中学生】

不安なことについて、「勉強について」が7割近くで最も高く、次いで「進路について」、「将来について」と続いています。

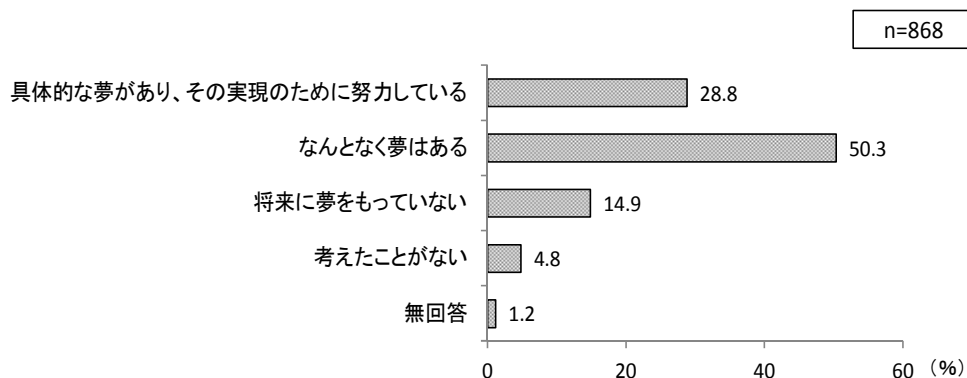
将来の夢の有無については、「具体的な夢があり、その実現のために努力している」が3割近くとなっており、「なんとなく夢はある」と合わせると約8割の人が夢を持っていると回答しています。

一方、将来への不安について、「おおいにある」が約3割、「なんとなくある」が約4割となっており、7割の中学生が将来に不安を感じています。

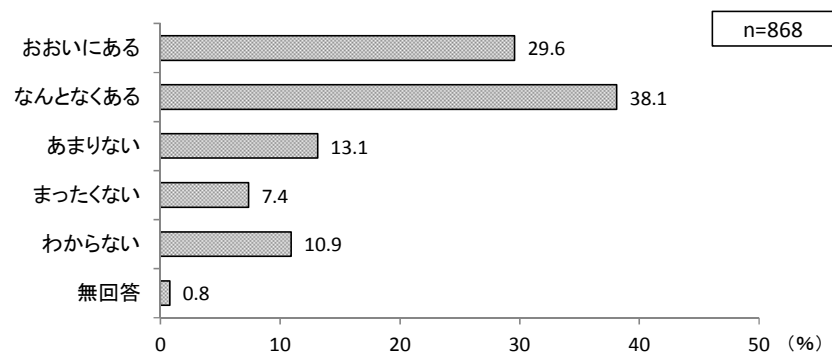
■不安なことは何か



■自分の将来に夢を持っているか



■自分の将来に夢を持っているか



3 子ども・子育て支援における課題

(1) 子育ての負担感、不安の解消、孤立防止

- 移動率が高い地域であり、保護者の仕事上の異動により転入して間もない保護者も多い。顔見知りをつくり、孤立しないよう支援していく必要があります。
- 子育てに負担感が大きいほど、自身が子どもに虐待しているのでは、と感じている人の割合も高いことから、負担軽減により児童虐待の防止につなげていくことが必要です。

(2) 発達に応じたきめ細かな成長支援

- ニーズ調査の結果をみると、子どもの成長や発達に対する心配や不安が専門的な支援につながっていない状況がうかがえます。子どもの発達や成長についての理解や知識の普及を図りつつ、一人一人の状況に応じた支援につなげていくことが必要です。
- 小学生では、相談を継続していない理由として十分なアドバイスが得られないとする割合も高く、専門的な人材の確保など相談体制の拡充が課題といえます。

(3) ニーズに応じた教育・保育施設の提供体制の確保

- 保育ニーズの高まりに伴い、待機児童も発生しています。特に3歳未満児のニーズが高くなっており、提供体制を確保していく必要があります。
- 4月時点でないとなかなか入所できない状況から、年度末にかけて待機児童が増加していく状況であり、育児休業明けなど年度途中でも入所できる体制の確保が求められています。
- また、小学校入学後の放課後の居場所として、留守家庭児童学級に対するニーズも高まっており、定員や利用時間帯の拡大に努めていく必要があります。

(4) 仕事と生活の両立に向けた支援の充実

- 母親の就労意向が高くなり、子育てと仕事の両立の重要性が高まっています。ニーズ調査では、両立に必要なこととして「配偶者など家族の協力」が半数以上を占めており、家庭での協力した子育てや男性も含めた働き方の見直しに向けた意識啓発等が必要です。
- 職域での積極的な取り組みについても、子育てと仕事の両立には不可欠なことから、各種制度の周知活用や職場での子育てへの理解を進めていく必要があります。

(5) 子ども・子育て支援新制度への円滑な移行

- 保育の必要性の認定や利用者負担の設定など、利用者にとっても大きな制度改正であり、市民への周知が不可欠です。また、現在利用している保護者等が不利益を被らないよう配慮していく必要があります。
- サービスを提供する事業所の意向を把握しつつ、連携・協力のもと、新制度への円滑な移行が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の推進にあたっては、本市における子ども・子育て支援における課題を踏まえ、以下の基本的な考え方に基づき、基本理念を「〇〇〇〇〇〇」として設定します。

【基本的な考え方】

本市の最上位計画である「第五次多賀城市総合計画」では、「未来を育むまち 史都 多賀城」を将来都市像とし、少子高齢化や人口減少など、社会環境が大きく変化していく中にあっても、先人から受け継いだ悠久の歴史を生かしながら、未来に向かってまちづくりを進めていくことを目指しています。

子どもは社会の希望であり、一人一人が未来をつくるかけがえのない存在です。本市の子ども・子育て支援においては、子どもの最善の利益を第一に考え、障がいや疾病、家庭の状況等に関わらず、すべての子ども一人一人の安全・安心と健やかな成長を等しく保障することを基本とします。

また、子ども・子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではなく、家庭がその第一義的責任を有するという基本的な認識のもと、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるための支援を行うとともに、親も子育てを通じて成長し、子どもの成長に生きがいや喜びを感じることができるよう環境づくりを進めていくこととします。

そのためにも、まち全体が子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、市民、地域、事業者、行政その他あらゆる社会の構成員がそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

特に、本市に息づく歴史・文化をはじめ、特色ある地域資源を活用するとともに、東日本大震災の経験を経て築かれた絆やコミュニティの重要性に対する再認識等を強みとして、子ども・子育てに生かしていくこととします。

【基本理念（キャッチフレーズ）】

■ 将来都市像

平成32年度を目標年度とする本市の将来都市像を次のとおり定めます。

未来を育むまち 史都 多賀城

～支えあい・学びあい・育ちあい～
～あなたの笑顔が多賀城をすてきにする～

■ 構 成

■ メインフレーズ

未来を育むまち 史都 多賀城

少子高齢化や人口減少など、社会環境が大きく変化していく中であっても、先人から受け継いだ悠久の歴史を生かしながら、未来に向かってまちづくりを進めていくまちとなることを目指すものです。

■ サブフレーズ

メインフレーズで目指すまちの具体的な方向性を示すものです。

～支えあい・学びあい・育ちあい～

個人、家庭、町内会、市民活動団体、企業、学校、行政など、まちや地域を構成する多様な主体が、地域で互いに支えあい、互いに学びあい、互いに力を合わせて成長しあえるまち

～あなたの笑顔が多賀城をすてきにする～

誰もが笑顔に暮らせるまち、市民主役のまちづくり

2 基本方針

基本理念の実現を目指し、以下の基本方針に基づいた施策の展開を図ります。

基本方針 1 子どもの心身の健やかな成長を支える

すべての子どもが、乳幼児期から学童期、思春期といった子どもの発達・成長過程において、さまざまな関わりの中から必要な能力、態度を獲得し、一人ひとりがかけがえない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって健やかに育まれることを支えます。

【基本施策】

- 1-1 幼児期の教育・保育の充実
- 1-2 学校教育の充実
- 1-3 子どもの健全育成
- 1-4 発達支援、障害児支援の充実

基本方針 2 子どもの安全・安心と人権を守る

子どもの権利に対する理解や関心を高めながら、地域全体で子どもの安全・安心を見守るとともに、各分野における関係機関等の連携のもと、特別な配慮やケアが必要な子ども及びその家庭の状況を把握し、子どもの幸せを最優先とした専門的な支援と適切な措置につなげます。

【基本施策】

- 2-1 児童虐待防止対策の強化
- 2-2 人権擁護・心のケアの推進
- 2-3 安全・安心対策の推進

基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、希望と喜びを感じながら子育てができるよう、地域全体が子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、支え合う子育て環境をつくれます。

【基本施策】

- 3-1 母子保健・医療体制の充実
- 3-2 地域における子育て支援の促進
- 3-3 ひとり親家庭への支援の充実
- 3-4 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

出産を希望し、また妊娠・子育て中の保護者が、働きやすい就業環境の整備を促進するとともに、男女を問わず子育てに向き合うことへの意識醸成や働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和の実現を促します。

【基本施策】

- 4-1 働き方の見直しの促進
- 4-2 仕事と子育ての両立支援の充実

第4章 施策の展開

■施策体系

基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

1-1 幼児期の教育・保育の充実

- (1) 教育・保育施設の充実
- (2) 教育・保育の質の向上
- (3) 教育・保育の一体的提供の推進

1-2 学校教育の充実

- (1) きめ細かな学習指導の充実
- (2) 特色ある教育の推進
- (3) 健やかな心身の育成
- (4) 家庭・地域と連携した学校運営の推進

1-3 子どもの健全育成

- (1) 多様な体験・交流機会の充実
- (2) 家庭・地域の教育力の向上
- (3) 子どもの居場所づくり
- (4) 思春期保健対策の推進
- (5) 有害環境対策の推進

1-4 発達支援、障害児支援の充実

- (1) 健康づくりの支援
- (2) 相談・療育体制の充実
- (3) 障害福祉サービスの充実

基本方針2 子どもの人権と安全・安心を守る

2-1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 虐待予防対策の推進
- (2) 早期発見・早期対応に向けた連携強化

2-2 人権擁護・心のケアの推進

- (1) 人権擁護対策の充実
- (2) 相談体制の充実

2-3 安全・安心対策の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 事故防止対策の推進
- (4) 教育・保育施設、学校における安全・安心対策の推進

基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

3-1 母子保健・医療体制の充実

- (1) 安全な妊娠・出産の支援
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 小児医療体制の充実

3-2 地域における子育て支援の促進

- (1) 子育て支援・サークル活動の活性化
- (2) 相談・情報提供の充実

3-3 ひとり親家庭への支援の充実

- (1) 子育て・生活支援の充実
- (2) 経済的自立への支援

3-4 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

- (1) 良質な生活環境の確保
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進

基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

4-1 働き方の見直しの促進

- (1) 男性の子育て参加の促進
- (2) 多様な働き方ができる就労環境の整備促進

4-2 仕事と子育ての両立支援の充実

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 多様な主体による子育て支援の充実

基本方針１ 子どもの心身の健やかな成長を支える

1-1 幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】

計画掲載イメージ

■教育・保育施設の利用状況

現状を示すグラフ・表など

【施策の方向】

■成果指標

指 標	基準値 (年度)	目標値 (年度)	出典等

(1) 教育・保育施設の充実

1111 認定こども園の設置推進

■活動指標

指 標	実績	目標値				
	H25	H27	H28	H29	H30	H31
設置か所数（か所）						

1112 地域型保育事業の設置促進【新規】

1113 施設・設備の計画的な整備

第5章 量の見込みと確保の方策

1 量の見込みについて

第6章 計画の進捗管理

1 計画の推進体制

計画の施策・取組は、すべて行政が実施するものではなく、市民、地域、事業者等の協力が欠かせないことから、市民、地域、事業者等、行政の連携と協働を図ることが大変重要になります。



2 達成状況の点検・評価

本計画を着実に推進するため、毎年、目標達成状況や各事業の実施内容・成果を点検し、評価するとともに、その結果を公表します。

また、必要に応じて計画の見直しを行います。

